

実施主体との事前調整及び事務手続きについて（案）

1. 事務局への事前相談（事務局 ➡ 実施主体）

★主に以下の3点を確認

（1）実施主体の法人格の確認

特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）であるか

（2）利用会員名簿の確認（移動支援ニーズの確認）

次のイ～トのいずれかに該当し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者からの利用希望はあるか

イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（3）料金設定の確認

①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められるか

②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であるか

③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であるか

2. 申請に必要な書類の提出（実施主体 ➡ 事務局）

新規登録申請に係る資料を作成し、事務局へ提出

3. 申請書類の確認（事務局 ➡ 実施主体）

「福祉有償運送の登録に関する審査基準について（三運支局公示第16号）」の基準を満たしているかを確認し、書類の不備等がある場合、実施主体へ再提出を依頼

4. 申請に必要な書類の提出（実施主体 ➡ 事務局）

運営協議会開催日30日前までに修正後の書類一式を事務局へ提出

5. 運営協議会委員へ資料を送付（事務局 → 委員）

運営協議会開催日14日前までに資料を送付

6. 運営協議会における協議

※介護支援専門員等が作成するケアプラン等に基づく輸送については、別添「介護輸送に係る法的取扱いについて」も参照し、協議を行うものとする。